

第 6 1 号議案

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 2 3 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の 一部を改正する条例

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「法第 1 1 3 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定に基づく当該事業の工事完了の公告の日」を「当該土地改良事業の完了につき法第 1 1 3 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）」に改める。

第 1 1 条を第 1 3 条とする。

第 1 0 条第 1 項中「（第 3 条の分担金及び第 7 条の特別徴収金をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条の見出し中「分担金」を「分担金等」に改め、同条中「分担金」を「分担金等（第 3 条に規定する分担金、第 7 条に規定する特別徴収金及び第 9 条に規定する機構関連事業に係る特別徴収金をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第 1 1 条とし、第 8

条の次に次の2条を加える。

（機構関連事業に係る特別徴収金の徴収）

第9条 市長は、法第87条の3第1項の規定により京都府が行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の徴収は、法第113条の3第3項の規定による公告前に、当該機構関連事業の施行に係る地域の一部のための工事が完了した場合において、市長が適当と認めたときは、当該地域の一部について当該工事の完了の年度の翌年度から起算して8年を経過しない間に行うものとする。

（機構関連事業に係る特別徴収金の額）

第10条 前条第1項の特別徴収金の額は、機構関連事業に要する費用のうち法第91条第6項の規定により市が負担する負担金の額に当該機構関連事業に係る土地の面積に対する法第91条の2第6項各号に定める場合に該当するに至った土地の面積の率を乗じて得られる額を基準として、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市土地改良事業等分担金徴収条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 府営農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金の徴収について、規定を新たに設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。